

## 対応優先度の高い野生鳥獣に関する感染症の絞り込み手順 (スクリーニングとリスク評価)

### 1. 目的

野生鳥獣<sup>1</sup>に関する感染症は、生物多様性の保全や公衆衛生、家畜衛生等に関する各分野にまたがる問題である。このうち、公衆衛生上問題となる感染症については感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づいて厚生労働省により、家畜衛生上問題となる感染症については家畜伝染病予防法（以下、「家伝法」という。）に基づき農林水産省により、それぞれの優先度とリソースに即した対応が行われてきている。

しかしながら、生物多様性保全の観点、すなわち国内の希少鳥獣や個体群の保全上の問題となる感染症という観点からの評価はこれまで十分に行われてこなかった。このため、今回のスクリーニングとリスク評価では、野生鳥獣に関する感染症を体系的に網羅した上で、生物多様性保全の観点から注目すべき感染症を抽出することにより、優先的に対応する必要性が高い野生鳥獣に関する感染症と、当該感染症に関連して注目すべき鳥獣、地域等の検討に役立てることを目的とする。

### 2. 基本方針

野生動物が感染・伝播する既知の疾病を体系的に網羅した上で、国内の野生鳥獣が感染し、何らかの影響を受ける可能性がある感染症を抽出する作業を行う（以下、「スクリーニング」という。）。

スクリーニングの結果、抽出された感染症について、野生鳥獣への影響の大きさ（個体群の存続に影響するか）の観点からの検討を行う（以下、「リスク評価」という。）。

リスク評価の結果、リスクが高いとされた感染症を、生物多様性保全の観点から「対応優先度の高い野生鳥獣に関する感染症」として絞り込み、その対応にあたって考慮すべき鳥獣、地域等の検討・選定に活用する。

### 3. 絞り込みの手順

#### (1) 母集団となる疾病群の設定

既知の野生鳥獣に関する感染症を体系的に網羅するため、以下に該当する疾病群を対象とする（①～③の疾病については本資料末尾の「参考」を参照。）。

- ①野生鳥獣にも家畜にも感染し、家畜衛生上問題となる感染症を含むものとして、家伝法で指定されているもの（家畜伝染病、届出伝染病）
- ②野生鳥獣にも人にも感染し、公衆衛生上問題となる感染症を含むものとして、感染症法

<sup>1</sup> 鳥獣保護管理法では、「鳥獣」を「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」と定義しているが、同第80条の規定により、ニホンアシカ、アザラシ5種、ジュゴン以外の海棲哺乳類、いえねずみ類3種については、鳥獣保護管理法の対象外とされている。

で指定されているもの（1～5類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等）

③ 人や家畜又は野生動物に被害が生じ、公衆衛生上、家畜衛生上又は野生生物の保全上の影響を与えることが懸念されるものとして、国際獣疫事務局（以下、「OIE」という。）が指定するもの（リスト疾病<sup>2</sup>、非リスト疾病、新興感染症）。ただし、リスト疾病は陸生動物衛生規約で挙げられているものとする（水生動物衛生規約で挙げられている魚類、軟体動物、甲殻類の疾病を除く）。

④ 上記①～③に含まれていない疾病であって、我が国の野生鳥獣、特に希少鳥獣への影響の可能性が懸念されている疾病（例：ネコ伝染性腹膜炎、ネコカリシウイルス感染症、ネコウイルス性鼻気管炎、コクシジウム症）

## （2）生物多様性保全の観点からのリスク評価対象疾病の抽出

（1）で設定した疾病群（参考資料）から、日本の野生鳥獣が感染し、何らかの影響を受ける可能性のある感染症を抽出する。抽出に当たっての具体的な考え方については資料3-2を参照。

## （3）生物多様性保全の観点からのリスク評価

（2）で抽出された疾病について、以下に基づいて生物多様性保全の観点からのリスクの高低を評価する（図）。評価にあたっての具体的な考え方、手順については資料3-2を参照。

- 国内の野生鳥獣で発生する可能性
- 発生した場合の影響の大きさ（個体群の存続に影響するか）。

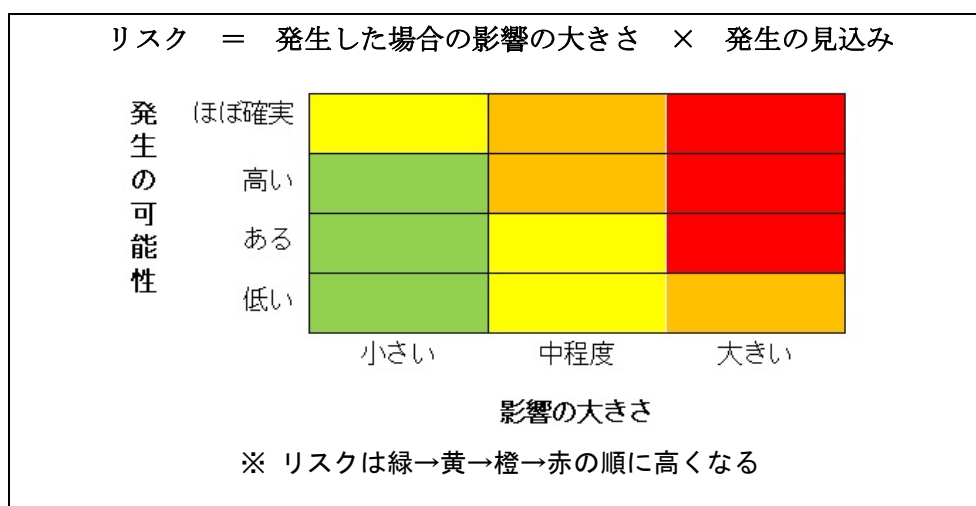


図 リスク評価のイメージ

<sup>2</sup> 水陸生動物衛生規約で挙げられているものとし、生動物衛生規約で挙げられている魚類、軟体動物、甲殻類の疾病は除く。

#### 4. 対応優先度の高い野生鳥獣に関する感染症の絞り込み

##### (1) 生物多様性保全の観点から「対応優先度の高い野生鳥獣に関する感染症」の絞り込み

上記3. のリスク評価により、リスクが高いと評価された感染症（図の赤色に該当する感染症）を生物多様性保全の観点から対応優先度の高い野生鳥獣に関する感染症とする。

##### (2) 「対応優先度の高い野生鳥獣に関する感染症」のうち、家畜衛生、公衆衛生の観点から協力の必要性が高い感染症の絞り込み

(1) の絞り込みを実施した「対応優先度の高い野生鳥獣に関する感染症」のうち、家伝法や感染症法に基づく指定が行われている感染症から、関係省庁のニーズや対応状況等を踏まえて協力の必要性の高い感染症を抽出する（表及び資料2-1参照）。

表 これまでの文献調査、ヒアリングから示唆された公衆衛生、家畜衛生上注目される野生鳥獣に関する感染症と野生鳥獣の組み合わせの例

<ul style="list-style-type: none"><li>・ウエストナイル熱：カラス等</li><li>・エキノコックス症</li><li>・狂犬病：アライグマ、タヌキ、アナグマ、イタチ、テンなど</li><li>・結核、ヨーネ病、ブルセラ病、牛ウイルス性下痢、悪性カタル熱、アカバネ病、慢性消耗病：シカ</li><li>・口蹄疫：カモシカ、シカ、イノシシ</li><li>・ニューカッスル病：野鳥</li><li>・豚熱、アフリカ豚熱、トリヒナ（旋毛虫）症、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚丹毒、ブルセラ症、豚流行性下痢、トキソプラズマ症：イノシシ</li><li>・E型肝炎、ザルコシスティス等の寄生虫：シカ、イノシシ</li><li>・SARS：アライグマ、ハクビシン</li><li>・SFTS等ダニ媒介性感染症：シカ</li></ul>
---

## 参考

### 1. 家伝法が指定する疾病

家畜の監視伝染病として 99 疾病を指定しており、そのうち 28 疾病は対策措置が定められている家畜伝染病、残りは届出義務のある届出伝染病となっている。法の対象は家畜であるが、飼養者のあるシカやイノシシが含まれる疾病もある。

- 家畜伝染病：家畜の伝染性疾病のうち、その病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生による蔓延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるもの（28 疾病）。指定されている伝染性疾病であってそれぞれの対象となる家畜についてのものだけが家畜伝染病（法定伝染病）となる。
- 届出伝染病：家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの、類症鑑別上問題となりやすい疾病や行政機関が早期に疾病の発生を把握し、その被害を防止することが必要な伝染性疾病（71 疾病）。

### 2. 感染症法が指定する疾病

対象とする感染症を症状や病原体の感染力などから 1 類感染症～5 類感染症に分類して指定し、対応を定めている。他に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（現在は指定なし）があり、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザ等感染症に指定されている。1 類は症状が重篤で感染力も強く、最も危険性の高いと考えられるものである。この中で 4 類感染症は「動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染」するもので、人獣共通感染症が多く、野生動物に関連する感染症も多い。

- 1～3 類感染症：ヒトからヒトに感染する疾病で、感染力と罹患した場合の重篤性等に基づく総合的観点から見た危険性の程度に応じて分類されている。
- 4 類感染症：1 類～3 類感染症以外のもので、主に動物等を介してヒトに感染・国民の健康に影響を与えるおそれがあるもの。
- 5 類感染症：国民の健康に影響を与えるおそれがあるもの。
- 新型インフルエンザ等感染症：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったインフルエンザ等であって、国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- 指定感染症：既に知られている感染性の疾病（1 類感染症、2 類感染症、3 類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

### 3. OIE 関連疾病

- リスト疾病：以下のすべての基準を満たす疾病
  - ・国際的に感染が拡大している
  - ・清浄国が存在する
  - ・人・家畜・野生動物に被害を及ぼす
  - ・定義・診断法が存在する
- 新興感染症：以下に該当する感染症
  - ・人獣共通感染症である、または
  - ・急速に感染が拡大している、または、
  - ・罹患率もしくは死亡率が高く、かつ、
  - ・症例の定義が存在する
- 非リスト疾病：家畜衛生上、もしくは公衆衛生上深刻な影響を及ぼす可能性があり、野生生物の保全に悪影響を及ぼしうる野生動物の疾病